

総務財政委員会記録(No.11)

1 日 時 令和7年9月11日(木)

午後 4時29分 開会

午後 4時39分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委員長	村上幸一	副委員長	大久保無我
委員	吉村太志	委員	鷹木研一郎
委員	廣田信也	委員	村上直樹
委員	宇都宮亮	委員	永井佑
委員	伊崎大義	委員	小金丸かずよし

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三浦 隆宏	総務部長	滝 剛
人事部長	山下 耕太郎	人事課長	橋本 泉
財政・変革局長	武田 信一	財務部長	中原田 香織
財政課長	徳永 準也		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 伊良皆 公一 書記 西嶋 真

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	11日は議案の審査、12日は議案の採決を行うことを決定した。
2	議案第114号 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
3	議案第134号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第2号）のうち所管分について	議案の審査を行った。

8 会議の経過

○委員長（村上幸一君） それでは、開会いたします。

本日は本委員会に付託された議案9件のうち先行審議する必要がある、議案第114号及び134号のうち所管分の審査を行います。

審査の日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第114号及び134号のうち所管分の以上2件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑といたします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、総務市民局提出の条例議案につきましてタブレット内の資料、令和7年9月定例会提出議案概要に従いまして説明いたします。タブレット2ページをお願いいたします。

議案第114号、北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本議案は、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、昨年5月に民間の育児・介護休業法の改正が行われ令和7年4月から段階的に施行されていること、加えまして、地方公務員につきましては、昨年度の人事院の報告を踏まえまして部分休業制度の拡充が盛り込まれました、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が成立したことから、次の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、（1）第1号部分休業の要件の変更について、現行の職員が1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始

めまたは終わりに限るとする取扱いを廃止いたします。

(2) 第2号部分休業の新設について、職員が1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する第2号部分休業を新設し、条例で定める時間につきましては10日といたします。

施行期日につきましては、法の施行日と合わせ、令和7年10月1日といたします。

以上で総務市民局の提出議案について説明を終わります。御審議頂き御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（村上幸一君） 財務部長。

○財務部長 それでは、議案第134号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書によって説明させていただきます。タブレットでは、補正予算に関する説明書ファイルをお開きください。

タブレット8ページを御覧ください。なお、金額の説明に当たりましては、100万円未満の数字は省略させていただきますので御了承願います。歳入について説明いたします。

23款1項1目繰越金の補正額は4億3,900万円で、令和6年度決算余剰金の一部を歳出予算の補正に伴う財源として計上するものでございます。

以上で議案第134号、令和7年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（村上幸一君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはつきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。着席のままで結構ですから。

それでは、質疑ありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） お願いします。

まず、114号です。今回は中抜けができるという内容でありますけども、市の想定はどういうところなのかというのがまず1点と。関連して子の看護等休暇ですかね、今改正されてあると思いますけど、これとの整合性について御説明を頂きたいということと、今現在、休暇日数はどれぐらいあるんでしょうか。

もう1点の歳出の件で、これは補正に使われるということだと思いますけど、重点的にどこに使われていくのかというところです。以上です。

○委員長（村上幸一君） 人事課長。

○人事課長 まず、中抜けの想定に関してでございますが、子の送迎等で、勤務時間中に抜けないといけない必要があるとか、例えば、日頃親族の援助を受けているところが、特定の曜日は親族の援助を受けることができないなどのニーズに対応が可能というふうに考えております。

また、今回の改正で勤務時間に引き続くことが条件の制度ではなくなるため、有給休暇やその他の制度との併用も可能になるというところが利点でございます。

第2号部分休業に関しましては、台風や大雨による保育園の休園の際に、急きょ休みが必要となるケースとかに、利用できるというふうに考えております。

また、ふだん学童保育などで対応できているんですが、学校が長期休みに入ると、送迎等の必要が生じてしまう方のニーズにも対応できるというふうに考えております。

子育て支援休暇との違いというところでよろしかったでしょうか。まず、今回の部分休業に関しましては無給の制度というところで、もともと、育児時間、部分休業、子育て部分休暇ということで、いろんな制度が、小学6年生まで使えるようになっております。

子育て支援休暇に関しては、有給の制度でございまして子供1人につき5日までお休みできると。使い方も若干、部分休業とは異なっておりまして、先ほどお知らせした台風や大雨による保育園の休園とか、そういうときには使えませんので、部分休業を使うというような制度の違いと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）財政課長。

○財政課長 私からは繰越金の活用について説明させていただきます。保健福祉局で今回の補正、追加議案のところで、新型コロナワクチン接種費用について、令和7年度以降の国の助成金が終了になったことに伴いまして、65歳以上の接種希望者の急激な負担増を軽減するために、接種費用の半額程度を助成する補正予算を計上しております。その財源として今回繰越金について活用させていくという内容の補正予算になっております。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）はい、ありがとうございました。

ということは、子の看護等休暇に当たらない部分の受皿にもなり得るんじゃないかということですね。市の中で、どういうふうにニーズが必要だと、子育て中の職員の皆さんで、家族の形態とか、状況はいろいろ違うと思いますけど、こういう中抜けの時間が必要だというニーズ自体はどういう程度なんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）人事課長。

○人事課長 すみません。まだ制度が始まってなくてその中抜きっていうのがどういった活用、たくさん利用されるのかっていうのはこれからだと思うんですけども、もともと市の制度としては、先ほど御説明した育児時間から切れ目のない休暇が取れるような制度になっておりますので、今後、どれぐらいニーズがあるのかというのを踏まえながら、今後の制度の子育て支援とか含めて、もっとよりよい制度にできるように、制度設計をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）必要な世帯、御家庭はあると思います。子育て中であれば、結構あると思いますので、どういう利用をされていったのか、不十分なところとか、十分足りていたところをぜひ分析をしていただいて、市のほうから子育てしやすい環境、働く環境だということを市全体に広げていくためにも、市職員の中で実感をしていただくというのは非常に大事だと思います。市内の企業の取り方とか、実感の仕方にも私は広がっていくと思いますし、本当に時間

使えるっていうのは、子育て中に関しては非常に大きなメリットだと思います。お金の問題とか援助の問題っていうのはあると思いますけど、親が動けるっていうのは非常に大きなメリットだと思います。

今年は5日ですかね、経過措置としては、10日使える分が5日になってると思いますけど、来年度もあると思いますのでぜひ分析をしていただいて、また、委員会等で報告もしていただければなと思います。要望です。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑ありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）大変すばらしい制度だと思いますので、広く周知することが大切かと思うんですけれども、マスコミ等にはどうやって投げかけるようにしているんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）人事課長。

○人事課長 これは市の職員の内部の制度ですので、対外的にはちょっと発表する予定はないんですが、今回制度が変わってかなり複雑化しているというところで、市職員に対しては丁寧に説明していくと考えております。

○委員長（村上幸一君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）分かってるんですけれども、これが民間に波及することが大切なのかなという思いで質問させていただきました。北九州市がこういった取組をしたんですよということをぜひ、いろんなところに周知してもらってですね、こういったすばらしい制度が民間に広がるようにやってほしいと思います。要望でいいです。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で議案の審査は終わります。

明日も本会議散会後に開会します。本日は以上で閉会します。

総務財政委員会 委員長 村上幸一印